

学校感染症の出席停止と登校許可証明書のお知らせ

学校保健安全法に基づき、感染症に罹患した幼児・児童・生徒は、必要な期間、登校を見合わせるように定められています。出席停止期間は十分な休養を取り、早期に回復させるとともに、他の幼児・児童・生徒への感染を防ぐためのものです。なお、この期間中は欠席扱いにはなりません。

診断を受けた医師から学校への登校許可がありましたら、保護者の方が「別紙 登校許可証明書」に御記入の上、担任へ御提出ください。

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快して1日経過するまで
	百日咳	特有の咳がきえるまで、又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発心が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状(のどの痛み、結膜炎など)が消失した後2日を経過するまで
第3種	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(ほけんのしおり参照)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

登校許可証明書

※保護者の方が御記入ください。

幼 ・ 小 ・ 中 ・ 普 ・ 理 氏名 _____

月 日に発症し、 月 日より登校を許可されました。

※発症日は診断を受けた日ではなく、発熱等の症状が出た日を指します。

病 名 : _____

診断を受けた病院 : _____

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

(保護者→担任→保健室)